

③法定利益準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の**10分の1以上**を準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外には取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

④特別積立金

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の**10分の1以上**を準備金として積み立てなければなりません。

⑤教育情報費用繰越金(法定繰越金)

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の**20分の1以上**を翌事業年度に繰り超さなければなりません。なお、企業組合、商工組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。

なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

3.定款変更にあたって

事業を追加する、役員の定数を減少するなど通常総会において定款変更が議決された場合は定款変更認可申請書を作成し、**中央会を経由して所管行政庁へ提出し、認可を受ける**ことが必要です。内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、議案として総会に提出する前に中央会にご相談下さい。総会決議後に問題が生じ、認可申請提出が出来ないケースもあります。

4.登記を忘れていませんか?

登記は、権利に関する一定の事項を公簿に記載しこれを社会一般に公示することであり、取引関係に入る第三者に対して権利または法律関係の内容を明らかにし不測の損害をこうむることのないように、取引の安全を図ることを目的としています。

定款変更のうち法に規定する登記事項については、行政庁からの認可書到達の日から2週間以内(従たる事務所の所在については3週間以内)に、所轄法務局(支局又は出張所)に登記の申請をしなければなりません。

登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられますので十分注意して下さい。

法に規定する登記事項

①代表理事変更

総会で役員の選挙があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、所轄法務局(支局又は出張所)で代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、**代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません**。また、代表理事が変更になった場合、改印届は申請書と一緒に提出してください。

②名称、地区、公告の方法の変更

③事業の変更

④出資の総口数及び払込済出資総額の変更

⑤事務所移転

組合員、役員及び事務局の皆様に法改正の内容に対する理解をより深めていただくため、新しい中小企業組合制度への対応についてQ&A形式にまとめた冊子を配布しております。そちらも参考にしてください。

